

# 電子マニフェスト普及促進方策

平成17年3月14日

産業廃棄物処理業優良化推進委員会



## はじめに

電子マニフェスト（25 頁参照）は、排出事業者及び処理業者にとって情報管理の合理化につながることで、偽造がしにくく行政の監視業務の合理化につながることで等のメリットがあり、その普及が強く求められている。しかしながら、導入にあたっては排出事業者・収集運搬業者・処分業者の三者がすべて電子化対応に切り換える必要があること等から、加入者数、マニフェスト情報登録件数とも徐々に伸びてはいるものの、依然としてその登録件数は紙マニフェスト（25 頁参照）の総件数約 4,500 万枚の 2% 程度にとどまっている。

このような状況を踏まえ、平成 15 年と 16 年の廃棄物処理法改正案に対する衆議院及び参議院の各環境委員会における附帯決議において、「産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつ、その普及拡大を図る方策を検討すること」とされたところであり、その一層の普及努力が必要とされている。

このようなことから、産業廃棄物処理業優良化推進委員会（委員長：北村喜宣 上智大学教授）においては、今後 5 年間程度を視野に置いて、電子マニフェストの普及促進を大幅に加速するため、普及目標及びこれを達成するための普及促進方策について、電子マニフェスト普及促進ワーキング・グループの検討結果に基づき取りまとめた。

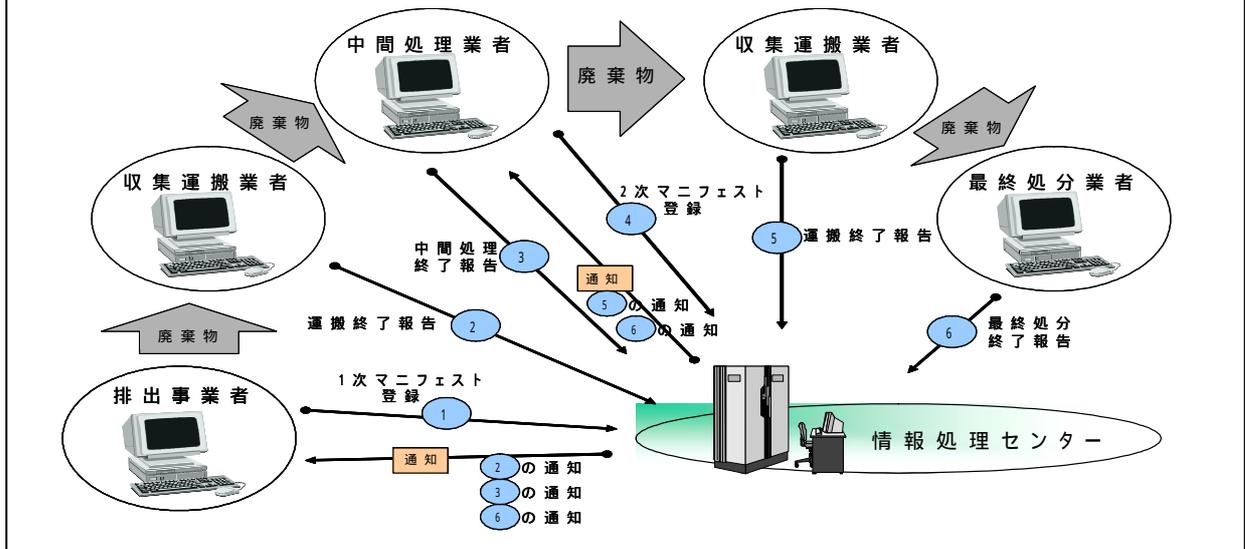
電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者が情報処理センター（25 頁参照）を介したネットワークを通じて処理情報の受け渡しを行うことにより、排出事業者が最終処分までの廃棄物の流れを電子的に確認する仕組み。

具体的な手順は次のとおり。

排出事業者は、廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分事業場名等をパソコンで入力し、情報処理センターへ送信

収集運搬業者及び処分業者は、により登録されたマニフェスト情報に対して、運搬及び処分が終了した時点で、情報処理センターに終了報告

終了報告は、情報処理センターが排出事業者に通知し、排出事業者が確認



電子マニフェストの仕組み



## 目 次

第1章 普及目標及び普及促進方策の概要	
1.1 普及目標	1
1.2 普及促進方策	2
第2章 普及促進の基本戦略	
2.1 大規模排出事業者を基点とした普及	3
2.2 処理業者が導入しやすい環境整備	4
2.3 業界団体との連携	5
2.4 都道府県等との連携	6
2.5 A S P事業者との連携	7
第3章 普及促進の具体的方策	
3.1 電子マニフェストシステム及びその運用の改善	
3.1.1 システムの改善	8
3.1.2 運用ルールの標準化	10
3.2 加入者に対するサービスの向上	
3.2.1 料金体系等の見直し	11
3.2.2 加入時の事務手続き等の簡素化	11
3.2.3 行政報告の合理化	11
3.2.4 加入処理業者情報の提供	11
3.3 関係者との連携強化	
3.3.1 A S P事業者へのインセンティブ付与	12
3.3.2 公共工事等における活用促進	12
3.4 普及啓発活動の強化	
3.4.1 モデル事業の実施	12
3.4.2 導入メリットの定量化	13
3.4.3 普及促進ツールの開発・提供	14
3.4.4 キャンペーンの実施	15
第4章 普及の工程表	16
別添資料	
資料1：産業廃棄物処理業優良化推進委員会委員	17
資料2：電子マニフェスト普及促進ワーキング・グループ委員	18

資料3：電子マニフェストの加入・登録状況	19
資料4：普及目標の設定根拠	20
資料5：モデル事業の概要と成果	21
資料6：用語の解説	25

## 第1章 普及目標及び普及促進方策の概要

### 1.1 普及目標

平成15年度における電子マニフェストの普及状況は、加入者数2,001事業場、マニフェスト件数812,140件であるが(別添資料2参照)以下に掲げるとおり、平成20年度において、現状に比べて加入者数で15倍以上、マニフェスト件数で12倍以上へと大幅な増加を目指すものとする。

#### 【目標年度】

平成20年度(平成16年度から平成20年度の5カ年間)

#### 【加入者数及びマニフェスト登録件数の目標(平成20年度)】

加入者数 : 29,500(排出事業者:22,300、処理業者:7,200)  
マニフェスト件数 : 約1,000万件(最大普及目標:約1,300万件)

#### <目標達成の前提>

マニフェスト件数の普及目標約1,000万件(平成15年度の総マニフェスト件数の約20%に相当)は、後述の「第3章 普及促進の具体的方策」に掲げた方策の実施により、下記1.2 1)に重点普及対象として掲げた大規模排出事業者のうち約60%において電子マニフェストが導入されることを前提として設定した。

また、マニフェスト件数の最大普及目標約1,300万件(前同約30%に相当)については、これに加え、電子マニフェスト導入のインセンティブとして効果が大きいと考えられる行政報告(25頁参照)への活用や、公共工事等における活用が期間内に本格的に実施に移されることにより、同じく大規模排出事業者のうち約80%において電子マニフェストが導入された場合を想定して設定した。

ここで、目標値算出の基礎となっている導入割合等については、(財)日本産業廃棄物処理振興センター・情報処理センターが平成15年度に実施したアンケート調査結果を基に設定した(詳細は別添資料3参照)。

なお、これらの目標については、その達成状況のフォローアップを行うとともに、産業廃棄物の処理及び通信・情報処理に係る状況の変化や技術の進展を勘案し、必要に応じて見直しを行うこととする。

## 1.2 普及促進方策

### 1) 重点普及対象

電子マニフェストの普及を集中的・効果的に進めるため、重点普及対象として、電子マニフェストの認知度が高く、かつ電子マニフェスト導入による業務効率化のメリットが大きいと考えられる以下の業種及び規模を選定した。

- ・建設業 : 資本規模 1 億円以上
- ・製造業 : 資本規模 10 億円以上
- ・電気業、ガス業、リース業等 : 資本規模 10 億円以上
- ・その他、医療業、写真業、石油小売業（ガソリンスタンド）等

### 2) 普及促進の基本戦略

電子マニフェストの普及促進を格段に加速させるためには、基本戦略を明確にした上で集中的・効果的な取り組みを実施する必要がある。

具体的には、まず電子マニフェストの認知度が高く、導入のメリットも大きいと考えられる重点普及対象の大規模排出事業者への普及促進に優先的に取り組み、ここを基点として、その委託先の処理業者への普及拡大を目指す。ここで、処理業者への普及拡大のためには、排出事業者の業界団体による運用の統一化等により処理業者が電子マニフェストを導入しやすい環境を整備する必要がある。

さらに、電子マニフェスト利用者の業界団体、廃棄物行政を担当し、かつ公共工事等の発注主体でもある都道府県等、及び電子マニフェストと事業者の間を仲介する Application Service Provider（以下「ASP」という。25 頁参照）事業者との連携を強化し、効果的な普及を図る。

### 3) 普及促進の具体的方策

上記の基本戦略を踏まえ、電子マニフェストシステム及びその運用の改善、加入者に対するサービスの向上、関係者との連携強化、普及啓発活動の強化の 4 つの柱を基本とした具体的方策を推進する。

具体的には、  
としては、システムの改善及び運用ルールの標準化、  
としては、料金体系・事務手続きの見直し、行政報告への活用の検討、加入処理業者情報の提供、  
としては、ASP 事業者や公共工事等の発注者との連携強化、  
としては、モデル事業、普及促進ツールの開発・提供、キャンペーン活動等を実施する。